

令和7年5月26日招集

令和7年第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和7年第5回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第5回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和7年5月26日（月）午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 清野周治	2番 元木太志	3番 大江弘哉
4番 留場美佐	5番 仲野孝藏	6番 山科幸子
7番 永瀬清一	8番 石山一穂	9番 栗原洋幸
10番 芦野繁美	11番 阿部昇	12番 寒河江一浩
13番 大江正好	14番 加藤友英	15番 中谷裕
16番 高橋浩一	17番 東海林光輝	18番 門脇功
19番 菅原繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第9号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第6 議第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第28号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤亨	農政主査兼農政係長	高橋範一
農地係長	後藤美智子	主任	小山田ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

17番東海林光輝委員、18番門脇功委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定ですが、お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第9、議第28号 農業委員会事務の実施状況等の公表について、までの2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願ひします。

【伊藤事務局長】

令和7年第5回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
別紙土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、
本会に報告するものであります。2頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願、所有権移転

許可年月日：令和6年3月25日、指令番号：指令東農委第44号、土地の所在：大字觀音寺字上野●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田 地積：990m² 他1筆。譲渡人住所氏名：東根市大字關山●●●●●、●●●●●。譲受人住所氏名：東根市大字觀音寺●●●●●、●●●●●。取消願年月日：令和7年5月12日、取消願理由：譲受人の都合。取消願の受理年月日：令和7年5月12日であります。3頁をお開きください。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第9号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があり、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したため本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号4番 申請者住所氏名：東根市若木通り●●●●●、●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字若木字若木●●●●●●●。地目：畠 面積：2,386m² の内170m²。土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農産物直売・料理等提供施設を設置する、所要面積：農産物直売・料理等提供施設及び駐車場 170m²。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、13件です。

議第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号70番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,170m²他1筆。譲渡人住所氏名：東根市中央一丁目●●●●● ●●●●●。事由：労力不足 経営面積：65a。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●●● ●●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：280aであります。

以下、受付番号71番から受付番号77番までの7申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。受付番号78番 土地の所在：大字東根元東根字津河●●●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：2,812m²他2筆。貸人住所氏名：山形市久保田●●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：108a。借人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●●● ●●●●●。事由：経営規

模拡大、経営面積：156 a あります。

以下、受付番号79番から受付番号82番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：神町北三丁目●●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：1,230m²。申請人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●●● ●●●● 職業：●●●●。転用後の主要目的：長屋住宅、駐輪場、駐輪場、LPG庫、物置、ごみ置き場、通路他で、所要面積計が1,244.41m²。備考として、併用地あります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は5件です。

議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号15番 土地の所在：中央東一丁目●●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：3,114m²他1筆。貸人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●● ●●●● 職業：●●●●。借人住所氏名：石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲 職業：ドラッグストア。転用後の主要目的：店舗、駐車場、通路他、所要面積計 4,599.94m²。備考として賃貸借権設定、併用地あり、実測面積であります。

以下、受付番号16番から13頁の受付番号19番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、第5条及び例外確認申請の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にして下さい。15頁をお開き下さい。

議第28号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

別紙令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、令和4年2月2日付け、3経営第2584号「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、本会において決定するものであります。内容につきましては、3月の協議会で説明しているところであります。

以上で、報告案件2件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を5月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請8件、賃貸借権設定の許可申請5件、合計13件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る5月15日に実施しました農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号70番から72番、74番から77番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号73番の申請事由は、新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号78番から82番の申請事由は、経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として、●●●●氏への聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいいた

します。

【議長】

次に、日程第11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を5月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請5件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る5月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断であります、受付番号1番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となります。長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断であります、受付番号15番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、東根市役所を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となります。ドラッグストアを整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号16番及び17番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となります。受付番号16番は複合商業施設、受付番号17番は事業所を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号18番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が40%を超えており第三種農地となります。集荷場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(b)」に該当

受付番号19番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある

ため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 開議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15番 中谷裕委員】

15番中谷です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第25号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第26号及び議第27号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第28号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4番 留場美佐委員】

4番留場です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第25号については、新規就農および経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第28号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【8番 石山一穂委員】

8番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第25号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第27号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第28号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第8号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、及び報第9号農地の転用の制限の例外確認申請について、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第25号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議第28号農業委員会事務の実施状況等の公表について、以上、4案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第25号から議第28号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第25号から議第28号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和7年第5回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時38分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員